

伊東園際觀光溫泉文化都市建設事業の執行者は、前項に掲げる行為のうちも鉱業は採石業に関するものについて、同項の禁止又は制限をしようとするときは、あらかじめ、東京通商産業局長の同意を得なければならない。

(多武門町三君登場)
多武門町三君 ただいま課題となく
した、提案者多武門町三、賛成者山
内一君外二十二名にむわい伊東園
際觀光溫泉文化都市建設法の一部を改
正する法律案に対する修正案につ
いて、提案の内容並びにその内容を説
明申し上げます。
まず修正案を朗読いたします。
伊東園際觀光溫泉文化都市建設法の一部を改
正する法律案の一部を改
正する。のよう修正する。
第三條第一項中「開拓」を第一
に改め、「開拓」を第三項とし、第一
として次の一項を加える。
2 伊東園際觀光溫泉文化都市建設法
事業の執行者は、油井に掲げる行
為のうち鉱業は採石業に関する
ものについて、同項の禁止又は
制限をしようとするときは、あらか
じめ、東京通商産業局長の同
意を得なければならない。
以上あります。

（内閣提
案法の
外第二、外
事務官は、
うること
の報告を求めてます。大臣委員会理事會
の基本
規範によ
従いま
が保つ
うとい
あります
うとぞ御
ます。そ
より採決
三君提出
多武
の諸君の
意見を
多數、よ
大部分を
決したし
他の原案
り、
議なしと
離いたそ
した。
この法律案は、最近にだける外
務官は、外國為替資金特別会計法の一部を改
正する法律案で内閣提出であります。
告白
〔最終号の附録に掲載〕
〔東京父兄報復發行〕

つて評議することないでさうとするのであります。
本案につきましては、審議の結果、
昨十三日審議を行つて、討論を省略の
上、ただちに採決いたしましたところ
より、起立賛成をもつて原案の通り可決
いたしました。
右御質問申上げます。(拍手)
○副議長(若木信行君) 採決いたしま
す。本案の委員長の報告は可決であり
ます。本案も委員長の報告の通り決す
るに賛成の議論の起立を求めます。
(「賛成を起立」)
○副議長(若木信行君) 起立多数。よ
つて本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

上における人命の安全のための開港場約の妥議について承認を求めるので、右件を一括して調査いたしまして、委員長の報告を承ります。外務委員長仲内泰吉君。

インドとの平和条約の性格について承認を求める件

インドとの平和條約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、國公の承認を求める事。

(武文)

印度とインドとの間の平和條約

日本國と印度との間の平和條約

インド政府は、一千九百五十二年四月二十八日付の咨文によつて日本國とインドとの間の戰争休戦を終了したので、

日本國政府及びインド政府は、開港場等合意の原則に基いて、両國国民の共通の福祉の増進並びに両國の平和及び安全の維持のため友好的な連携の下に協力することを希望するので、

日本國政府及びインド政府は、よつて、この平和條約を締結することに決定し、このため、その全権委員として次のとおり任命した。

日本國政府　日本國外務大臣　鶴見任作を示し、それが眞正公認する。

インド政府　大使　K・K・チトローリ

開和二十七年六月十四日 東南院公庫銀第十五十四号 外國為替資金局公債

法の一節を改正する法律案 インドとの一
二

平和条約の締結について未認を求めるの件外
一、
一、大蔵大臣の指定する権限によ

インドとの不相容約の締結について

治條項を含んでおらないこと、三、相
互に通商航海等に関する條約または協定の締結を約し、これが締結せられる
まで、本年四月二十八日、すなはち四年
印間の戦争状態の終了の日から四年
間、貿易その他通商について相互に最
惠国待遇を與える事項を定めたこと、
但し、右はイントが英連邦諸國または
イントの接壤諸國に與えている特惠に
は適用されないこととしたこと、四、
イントは戦争開始のときイントにあつ
た日本の資産の返還を約したこと、
五、イントは日本に対する賠償請求権を
放棄することとしたこと、六、本條
約の解釋または適用上の紛争の解決は
まず両国間の交渉により、また六箇月
以内に解決のつかない場合は、開闢團
で定める方法による仲裁によることと
したこと等であります。

統いて、委員と政府当局との間に質
疑答辯を行われました。委員から、前
に述べました特惠に關し、最惠待遇得
の除外例を認めたことは、わが國に對
し不當に不利益を與えることなきこと
の質疑があり、これに対し、政府当局と
しては、イントの英連邦諸國及びベキッ
タン、オペール、ビラマ等の接壤國に
対する特惠關係は長い歴史的経験か
り、また特殊の事情があり、諸外國か
これを容認しております。ことに世界多
國間に結ばれたガソクト、すなはち開闢
及び貿易に關する一般協定にも特にこ
れを容認しておることであるから、上
が國もこれを認めることとした次第
あるとの底答があつたのであります。
大委員からの、日印貿易の現況及び
通じにつれての質問に対しても、政府
当局としては昨年度において、日本
对印輸出は、化学製品、鐵雜品、鋼材

花、精結炭、鉄錆、塩等約千六百六十ドであり、将来の見通しにつけて、インドは最近国際收支が順調であることを目的とし、一九二九年の抜本的改革を改正し、これにかかる條款の成されたものでありまして、この原則及び規則は、三回にわたつて作成されるのであります。本條約は、学の進歩及び第二次世界大戦の技術の発達の結果からも出たものと見て取れるものと考えられるとの疑惧があるが、日本の対外貿易は、少くとも昨年の実績程度はさほど影響をこうむることとはされぬものと考えられるとの如きになりました。

昨日の反撃に際して政情民衆は、つい退散したのである。

年の九月、インドの人民が飢餓で地獄の苦しみをなめておるときに、アメリカは四十万トンの小麦をインドに送るはずであったのに、インドがサンフランシスコ会議に参画しなかつたことに對する制裁として、わずかに四万トンの小麦しか送らず、しかもアメリカの国会は、この援助の審議にあつて、オールの中立政策の放棄を要求したのであります。

アメリカはまだ、インドの貿易の手でつろうとした。最近、日本とインドの條約の締結を前に、ボーリスアーヴィカ大使は、インドに対して一億ドルの借款計画を日本に要請するを発表したのであります。オール政権は、本来かる支配階級の懶暮的な政権であるゆえに、

、今回の條約に調印したのであります。これは、インドの人民のならず、全アジアの人民に対する重要な裏切りであるのであります。

一体、インドの人民の本來の対日和に対する態度は何であつたのでありますか。それは、第一に、米軍よりの即時撤退と、日本の主權完全な回復であります。第二は、

、小笠原の信託統治は日本の主權侵なものとして、これに絶対反対をおつたのであります。第三は、

、澎湖島及び膠州、千島の中華人民共和国及びソ連同盟への帰属を明確し、アジアの平和の確立を期する」と、この三つの條件がからつたからそ、ネール政権はサンフランシスコ議に参画しなかつたのであります。

れは、カイロ宣言、ヤルタ協定、ボム宣言に基く最も公正な條件であつたのであります。

に對する貿易はどうなるのでありますか。アメリカ大使のマーク・イーは、中古貿易のかわりに東南アジアを日本にやると言つた。しかし、この條約は、頗る東南アジアから日本への貿易を縮め出することになるのであります。まさに經濟的には、スター・リンク・ブロックの日本貿易に対する宣戦布告にもひどいとりきめではあります。なぜなら、（拍手）

○副議長（岩本信行君） 林君に申し上げます。申合せの時間が過ぎましたから簡潔に願います。

○林百蔵君（続） しかも、諸君、日本とインドの間のこのよきな條約が認められるならば、やがてこれがフランス・プロック、オランダ・プロック、インドネシア、フィリピンにも適用されようになり、日本は、中国、ソ連同盟の貿易も禁止され、東南アジアからも、このスター・リンク・ブロックによつてボイコットされて、日本の經濟はますますアーティカ經濟に従属し、アメリカの戰争政策に奉仕せざるを得なくなるとともに、日本の經濟はますます侵略的な性格を持つようほか生きる道がなくなるのであります。この條約によつて、オール攻撃と吉田政府は、日本とインドの人民の利益を完全に米英の戦争屋に充り渡したのであります。（拍手）

吉田政府と自由党は、この條約をもまれに見る成功した條約だとほめたまえられております。しかし、事實は、うであります。諸君は、高良女史によつて、國民外交によつて、中ソ、日本がはがれ、さんざん外交にみそをかけたので、こんな手で國民をこまかに

諸君、笛吹けども踏まず、国民はにこんなことではだまされない
あります。私がここで最後に一言したいのは、金党的態度であります。自由党
いざ知らず、社会党の、しかも名乗る諸君が、このよな吉田政
イントにおける反動的なホーリー政策のとりきめのどこに一体何を感じ
ようとするのでありますか。がこのとりきめに感謝することば
面講和、民族独立の旗を引下げて、田内閣に対する屈服であり、開
和、なしくすら講和に対する屈服であります。(拍手)
今やアメリカ帝国主義は、
は……。
○副議長(岩本信行君) 簡潔に反
す。
○林百郎君(続) 捕虜を虐殺し
界の非難的となつておる。こ
に、李承晚に罪をなすりつけた
本とイントのとりきめを結はせ
戦争政策に新しいまかしと憲
ろうとしておるのであります。
しかし、ごまかされてはならな
争と平和の間には中立はあり得
であります。全面講和が單独講
和には中立はあり得ないので、
す。全面講和を主張する社会党
の諸君が、このなしし講和を
することは、まったく矛盾の施
われく日本国民の……。
○副議長(岩本信行君) 林君、
頗ります。
○林百郎君(続) 日本国の淮
道はただ一つであります。アジ

の即時撤退、これらの手先吉田政府はもちろん、その他の一切の機関の権力も、その他の一切の機関の権力も、これらにアシジアの平和の道はあり得ない、あります。中立の道は戦争の道であり……。

○副議長（岩本信行君）林君……

○林本信行君（続）吉田政府の煙幕となるのであります。インドの人民は、かかる道は決して承認しないのであります。

インドにおいては、ソ連邦、中国との友好を目ざし、共産党と手を握つた民族解放統一戦線が、あらゆる地方選舉に圧倒的な勝利を確保しているのであります。（拍手 日本国民は……）

○副議長（岩本信行君）林君、やめてください。

○林百郎君（続）吉田と内閣ののりきめを拒否し……や

○副議長（岩本信行君）発言を禁止……

「林百郎君発言を禁止」

○副議長（岩本信行君）……（発言する者多く、騒動然、聽取不能）

すだいまの林君の発言中、不穏な言辞があれば、速記録を取調べの上、適当な処置をとることいたします。

北澤直吉君。

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君（私）は、自由党を代表し、ただいま議場となりましたイントとの平和協約に対し、次の理由により満腔の賛成の意を表さんとするものであります。（拍手）この協約に反対するの、単に反対せんがための反対以外の何事のでもありません。

第一に、今回のインドとの平和條約においては、サンフランシスコにおいて調印せられました日本国との平和條約に比し、さらに一段と友好と和解の精神が現われておるのであります。インドはサンフランシスコの対日平和会議には参加しなかつたのであります。が、そのおもなる理由は、サンフランシスコ平和條約が領土及び外國軍隊の駐留等の点において日本の完全な主權を回復するのに不十分なりと認めることにあるのであります。長年の間、独立のため血みどろの闘争を続けて参り、遂に宿怨の独立をかち得た印度国民の、占領より独立への第一歩を踏み出さんとする新生日本に対する好意ある態度に由来するものであると思われます。(拍手)

は、とうてい宿ることができないのあります。ただいまの林議員の友邦インドに対する非難のことは、まさに言語道断であります。一顧の価値もないのです。(拍手)

第二に、インドは、高い文化と、ネル首相のようなすぐれた指導者をもち、東南アジア、ひいてはアジア・ラブ・プロジェクトの精神的指導者の立にあると申しましても過言ではありません。このインドと日本との間にきわめて友好的な平和條約が成立しましたことは、ビルマ、インドネシア、そのままだが國と平和關係を回復しながら進んでアシア・アラブ諸國の善隣友好關係の推進に貢献するところ大なるものがあると信じます。(拍手)

いわゆる全面調和を主張する人は、サンフランシスコ平和條約は日本をアジアの獨裁にするものであるとしてこれを非難したのですが、ソフランシスコ條約におきましてもすでにバキスタン、セイロン、イングナシア、フィリピン、印仏三国、イギリス、エジプト、その他アシア諸國もでに参加しておるのみならず、今回インドとの平和條約の成立によりましてかかる非難はます／＼その誤りであることが明らかになつたのであります。

日本はアジアに国をなし、アジアとくして日本なく、アジアの興盛なくして日本の興盛はあり得ないのであります。また同時に、アジアの安定も興盛も日本なくしては考えられないのです。つまりて、日本はまさにアジアの安寧努力の一端であります。日本とアジア

諸國は、眞の意味で共存共榮、唇齒禪定の關係にあるのであります。もとより、日本は、終戰前の大東亜共榮團の思想のよう、日本本位の立場からではなく、眞にアジアの民族主義を基調とし、アジア全体の安定與隆盛をはかるという謙虚な立場からアジア問題に対処しなければなりません。今回のインドとの平和條約を契機として、やがて我が國がアジア、なんなく東南アジア諸國との間に溝闊友好關係が樹立せられ、相應して、アジア民族の独立と、經濟の發展と、民生の向上をはかり、さらに進んで東洋文化の眞髓を發揮せんことを願してやまないのです。かくして、日本がかけ橋となり、くさびとなつて、強いアジアと強い西洋とかたく提携して、世界の民主主義陣營の力と結束を強化され、共産主義勢力の世界侵略の野望を撃退せしめ、もつて世界の平和と安全と繁榮を確保せんことを願うものであります。(拍手)

ので、通商上の特権制覇のことよりも、世界にわたつて全面的に行われるよう政局の善処を要望するのです。以上をもちまして、私の質成討論終ります。(拍手)」

○開運長(若木信行君)
〔並木芳雄君登壇〕 並木芳雄君登壇
○並木芳雄君 私は、ただいま上組れました日本とインドとの平和條約の締結に対して承認を與えることに成の意を表明いたします。(拍手)

インドは、サンフランシスコ会議列席をいたしませんでした。また、華條約を締結する際にも、快からえられた節がござります。そこで、ども、杞憂ではありますまいが、もしもインドが日本自身に対する感情を害することのないようだといふことを念頭しておつたのでありますけれども、そのことは、今度の日印条約によつてまったく杞憂であつた。日本民間の友情といふものは、他にナラムのものはないといふことを確認することができたのでござります。(拍手)

インドが、高い理想を探掲げ、しかもかくにも世界の第三勢力をつくり上げて行くこうとすることは、この熱意といふのは、やはり私どもは高く評価しなければいけないと思うのですが。と申します根底底は、アジアといふものは、常に西洋諸國の圧力のもとにあって、対外的地位にまで燃え上ることができなかつた。その勢力を挽回して、ほんの平等のものに世界の平和を確立しようとする理念から出ておるところに、その地位があるからござります。(拍手)

ついで、当然インドは、日本が日米安全条約の一部として通商自由の大原則によるべく少くとも通商自由の行はれるよ

條約を結んだことに對しても反対しません。これは平等でない、一方であるといふ見解でございましょう。たゞ諒解でもこの日華條約が、アーリカの圧力によつて、日本が無理に譲り受けられたのではないかと、うなづかせらるるのではありませんか。そこで、この反対の表明であつたよなことをござります。しかしながら、私どもが心配したにもかかわらず、インドは、たゞま申上げましたような、根柢的に申しまして、アーリカ民族といふものの地位を高めるところから出て来る意欲であります。必ずしも日本のやつたこと、その行為に対して感情を害しておるものではないであります。平和会議には列席しませんとして、けれども、今度の二国間の條約の調印式には、私どもが予想したよりも以上の早さをもつて熱意を示してくれます。わけでござります。

のみならず、インドは、四月二十日午後六時、條約発効の日には、早くも戦争準備終結の告白を出して、これにては、このとうの永遠の平和、永遠の友好とし、これを披瀝してくられたのであります。そのことは、今度の日印交渉第一回にはつきりと盛られてあるのでござります。私どもは、この一貫してインドの高い理想、深い友情、こうしたものを考えますときに、同じアジアにとりながら、や立場を異にしたとはいひながらも、インドとの間の調印がなされましたことは、これひとえに全面譲歩いた共産主義、復讐中止を全面譲歩いたものであると、かつて全面譲歩を主張しております。

（アーティスト）：「おはようございます。今日は、『めのう』と『まこと』の二曲を歌います。」

ない方がいいんでしょう。しかしながら、その腹の中で考へておられる全面講和、実はその反対の気持といふものに、なん／＼逆効果となつて、われ／＼が一里塚々々々をもつて至面講和に近づいて行く。ことにアジアの孤兎であると會つておつた、そのことをひつくり返つた。それとともに、アジアの諸国は团结せよと共産党は叫んでおつた。それにもかかわらず、先ほどこの印度とこの條約に反対する討論を聞いておりまし、まさしく窮地に追い込まれられて、窮屈猫をかむよう討論に終始したことは、われ／＼の遺憾とするところでござります。私は、もし共産党が民主主義を尊奉するならば、討論に立つた同じ人が、二度までも時間を守らずに衝撃から引きずりおろされるようなことのないよう、私は共産党が

政府のごときは、この喜びのあまりに、実は印條約の日本文に調印しておりません。あまりに條件がよかつたために、一刻も早く国会にかけてその承認を求めようと、實は皆さんの間には御存じのない方があるかも知れませんけれども、この印條約の日本文にも調印はしておりませんし、インド文にも調印していないのでござります。ただ英文だけが基本となると、とりあえず英文だけに調印しようと、これにサインをして、あとから日本文とインド文は一箇月以内に交換をするという、非常に略式な方法をとつたのであります。政府は、要するに、ことほどよいに喜んでおつたといふ事と、その一端を示すものであります。

（拍手）
もちらん、かくのこととき略式は、今後主主義を体得してからでなければ、この印條約に反対討論をする資格はないとは感じたのであります。（拍手）
この條約自体には別に問題はございません。戦争の跡始末をしたものであります。まさしくこれが玄関でございまして、どちらかといえど事務的に終始しております。貿易、海運、航空、その他の通商の糸口をつけたものであります。まさしくこれが玄関でございまして、今後われ／＼の手によつて貿易、海運、航空などの通商の道をますます開いて行く、深めて行くというのござります。まあ、その点においては問題がないどころか、むしろ賠償請求権の放棄、あるいはインドにおける日本資産の返還、紛争の解決方法などにおいては、われ／＼が期待した以上

の点、私どもは国民とともに深い感謝の意を表明するものでござります。（拍手）

ドへ昨年千八百万ポンド、それに反しドへ輸入でござります。日本からは輸出超過になつております。しかし、英國から印度へは一億二千万ポンドの輸出にすぎませんけれども、印度から英國には一億五千方英里的輸出になつております。どういふ点を考えると、日本からは輸出超過、英國から印度へ輸出の方が少い、この一

事とつてみましても、最近、トラード相が英國経済の危機を唱え、ボンドのビンチを伝えております。従つて、日本のインド貿易といらうのも、必ずしも手放しの実現はできないと思いま

す。そういう点については、政府としては十分留意をして、國交の円滑を保つことほどよいに喜んでおつたといふように努力をしていただきたいのでござります。（拍手）

もう一つだけ申し上げておきますが、政治上の條項に触れられなかつた

條件の條約の場合にはよろしうございませんが、日本に不利な條件の條約を押しつけられたような場合に、苦し

められました日本とインドとの間の平和條約に対し、日本社会党を代表して、簡

單に賛成の意を表すものであります。（拍手）
サンフランシスコにおける平和條約

が世界各國との間に締結されることを熱望した私どは、これに参加しない

約でござりますが、最後に、今後のこ

の條約に基く実施過程において、政府

に對して私どもは要望しておきたいと思ひます。それは、貿易に例をとつて思ひます。日本とインドとの昨年の貿易の数字を見ますと、日本からイン

の平和、ほんとうの安全の保障という問題もございましょう。その点、われ

われは、今の政府が、ややもすれば英

ドの大衆は、さきに聖雄ガンジーによ

り、今までその後繼者ネール氏によ

る、アシアの平和と繁榮のため、あら

ゆる困難に打ちかつて今日を築いて

いる、すぐれた民族であるからであります。（拍手）

インドのサンフランシスコ條約に対する不満は、この條約によつて、眞の意味においての日本の主権回復に疑問を持ち、さらに極東の平和を危うくすることを懸念したからであります。この点はわれ／＼の抱く感情とまつた

われ／＼は、本條約の締結によつて

経済関係が深く結ばれるとともに、た

だいま申し上げましたように、今後こ

のインドの崇高な理念と友情とにこた

ります。

われ／＼は、本條約の締結によつて

経済関係が深く結ば

接壤国にのみ特権を與えることを日本側が認めたことは、何と弁解しても政
府の譲歩であり、頭龍脚弱を欠き、國
民の期待を裏切るものであります。し
かし、交換公文において、インドがも
し他の第三国にこの特権を與えたとき
には日本にも認めるることをしたことは
によつて国民よりの非難をのがれんと
してゐるところに政府の苦慮の跡が見
られ、われ／＼もまた、さきに述べた
ような若干の不満を残しながらも、條
約全体とのバランスを考えたときに、
承認せざるを得ないのであります。(拍
手)

全体として、インドが日本に友好的
態度を示した根本の理由は、インド
が、あくまで日本との恒久平和をも
たらし、友好関係を結ぶことによつて
アジア全体の調和の増進を考えたもの
であり、さらにこれが国際の平和と安
定を基盤としたものであることは、何
人も認めることであります。(拍手)

われ／＼は、絶えず見識を持つて中立
的な立場を堅持したインドとの平和條
約が、まだ日本との間に平和回復せざ
る國々に対しての推進力となつて、
近き将来において、それらの國々
に大いなる影響を與える好結果を導
くであろうことを信ずるものであります。
(拍手)われ／＼の今後の外交
の基礎たるべき、アジアの平和と繁
栄の前途に光を與える歴史的意義
を有するものであると信ずるもので
あります。(拍手)

さきに、共産党の林議員は、この條
約に反対せられましたが、アジアの固

結を當日ごる唱えてゐる共産党が反対する理由は那辺にあるかと、私どもは疑問を抱くものであります。(拍手)私どもは、インドが日本に示された好意に対しても、苦難に打ちかちつゝ日本に対しては、苦難に打ちかちつゝ日本再建を念願とする日本国民を代表して感謝の意を表しつつ、この條約に賛成を表するものであります。(拍手)○副議長(岩本信行君) 聖闘田満一

○勝間田清一君　たゞいま上程されましたが日本國とイントとの間の平和條約の締結について承認を求める件に対して、日本社会党二十三提案を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。(拍手) 私は、このたびにおける日本との平和條約の締結に際して、イントが終始示された日本に対する厚き了解に對して、同時に感謝いたすものであります。(拍手) すなわち、サンフランシスコ会議に對して、イントはこれに参加せず、しかも具体的な主張をいたしましては、講和條約の第六條の但書に駐屯規定を設けることは日本の独立主権を妨げるものであると、これに對して反対をいたし、さらに駐屯規定に對して、新たに奄美大島、小笠原、沖縄等の領土権を主張することは日本に対する二重の圧迫であり、日本の独立主権を侵害するものであると、これに反対をし、さら本軍事的、政治的條項を含んでおるサンフランシスコ條約は、アジアの危機を平和的に解決することに対て重大なる障害になるとの理由で、このサンフランシスコ会議に反対せられたインドが、このたび、領土あ

るいは政治的、軍事的條項、賠償額一
切を拒否して、「ここに眞の友愛と和解
との講和を締結せられたことは、われ
われの最も感銘の深いところであると
確信をいたるものであります。(拍手)
私は、しかしながら、このことの事
実をもつて、サンフランシスコ條約が
合理的であつたのかのことを錯覚をなす
に引起さんとする現在の吉田内閣の政
策に対しでは、もちろん、わがわれ
われは歎嘆であるといわなければなら
ぬのであります。かかるがゆえにこ
そ、今までこれらの條約に反対し、
あらためて日本との講和を締結するに
至つた眞の理由をわれ／＼は理解しな
ければならないと存じます。その中に
あるものは、言うまでもなく、アジア
における共通の精神であります。数世
紀にわたつて西歐の帝國主義下に呻吟
して来たアジアの民衆は、自由と独立
と繁栄などを主張して、今まで闘つて
参りました。しかるに、アジアにおけ
る日本が、サンフランシスコ会議によ
つて独立と自由と自立の基礎を奪われ
ることに対するアジア民衆の同情と
アジア民衆のこれら西歐諸國に対する
反感とがこの中に含まれておること
を、われ／＼は理解しなければならな
いと存するものであります。

さらに、この問題について、共産党の
一部より、わわゆる中立外交は成立せ
ずとの主張がなされたことに對して、
私は同時に憲憲の意を表するものであ
ります。何ゆえに、今日、あるいはビ
ルマ、インド、ベキスタン、インドネ
シアあるいはアジア・アラブ十二箇國
が世界に対して自由と独立と平和とを
要求しておるかということを、われわ

れは理解して行かなければならぬと存じます。これらの民衆に對する理解なくして、今日の世界の平和はあり得ないと確信いたすものであります。(拍手)もし、今日中立が成立せざるものであると主張せられるならば、ソ連が西ドイツ、東ドイツの講和條約の條件として、これを中立にすべきであると主張したのは完全に誤りであるといわざるを得ないことになるではないかと存ずるのであります。(拍手)従つて、われわれは、このたびの、このインドと日本の間ににおける眞の和解と信頼の講和がここに達成せられたのを慶祝いたしましたて、われくのアジアの平和を確立する上にさらに偉大なる貢献をなすものとわれくは確信し、ここに賛意を表する次第であります。(拍手)

<p>○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。</p> <p>地方公営企業法案を議題といたします。委員長の報告を次めます。地方行政委員会理事野村草太郎君。</p>	<p>地方公営企業法案</p>
<p>目次</p>	<p>地方公営企業法</p>
<p>第一章 総則(第一條—第六條)</p>	<p>六條 第三十九條</p>
<p>第二章 組織(第七條—第十六條)</p>	<p>第十七條—第三十</p>
<p>第三章 財務(第十七條—第三十</p>	<p>五條)</p>
<p>第四章 職員の身分取扱(第三十</p>	<p>一條)</p>
<p>第一章 総則</p>	<p>(一)この法律の目的</p>
<p>第一條 この法律は、地方公共団体の經營する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の經營の基本基準を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。</p>	<p>(二)この法律の適用を受ける企業の範囲</p>
<p>第二條 この法律は、地方公共団体の經營する企業のうち左の上欄に掲げる事業(これらに附帶する事業を含む)で、常時雇用される職員の数がそれぞれその下欄に掲げる数以上のもの(以下「地方公営企業」といふ)に適用する。</p>	<p>地方法規</p>

者に對して行う指揮監督は、左の各号に掲げる事項に関して行うものとす
るを例とする。

一 地方公営企業の經營の基本計
画に関する事。

二 地方公営企業の営業の執行に關する事項のうち、當該地方公
共團体の住民の福祉に重大な影響があると認められるものに關
すること。

三 管理者以外の機關の権限に屬する事務の執行と地方公営企
業の業務の執行との間における必要な調整に関する事。

(特別会計)

第十七條 地方公営企業の經理は、
第二條第一項に掲げる事業ごとに、
特別会計を設けて行い、その經理
は、該事業の經營に伴う收入な
どつて充てなければならない。(但
し、同條同項に掲げる事業を二
上経営する地方公共團体において
は、議会の議決を経て二以上の中
の算定の上、予算の定めることと
おいては、予算の定めることと
により、一般会計又は他の特別会
計からの繰入金による收入をもと
て当該企業の経費に充てることが
できる。)

(二般会計又は他の特別会計から
の繰入金)

第十八條 地方公営團体は、地方公
営企業について災害の復旧その他
特別の事由に因り必要がある場合
においては、予算の定めるところによ
り、一般会計又は他の特別会
計からの繰入金による收入をもと
て当該企業の経費に充てることが
できる。

（計画の方法）
第二十條 地方公營企業の経営は、その企業の経営に関するため、収益及び損失の発生の事実に基づいて行はねばならず、且つ、その状態を明らかにするため、資本及び負債の増減の都度記録し、及び前項の資産、資本について、政令で定められ、その内容を明らかに記録しなければならない。
（料金）
第二十一條 地方公營企業の給付については、政令で定められ、その内容を明らかに記録しなければならない。
1 前項の料金は、八百元以上でなければならず、決算するに当つては、事業の収支の均衡を保つに適切な考慮が拂はれない。
（企業債）
第二十二條 地方公營企業の建設、改修資金に充てるための公債は、

業の事業年度 会計年度によ
る。一般会計
の特別会計に
ては、因る繰入金
による繰入金
決算を経て、當
た一般会計又
りもとまない
團体が、地方
政長等に要する
且つ、これを
、地方公營企
持させるよう
れなければな
及び負債につ
るところによ
うかにしなけれ
整理しなけれ
たため、資産
及び差額をそ
くして料金を徴

下「企業債」といふ)について、は、行政庁の許可を必要としない。
(償還期限を定めない企業債)
第二十三條 地方公営団体は、企業債のうち、地方公営企業の建設に要する資金に充てるものについて、は、償還期限を定めないことが出来る。この場合には、当該地方公営企業の毎事業年度における利益剰余金の状況に応じ、特別利息をつけることができる。

(予算の様式)

第二十六條 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支拂義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することが度々ある。この場合には、管理者は地方公共団体の長に越期額の使用に関する計画について報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第二十七條 地方公営企業の業務に係る出納官は、管理者が行う。

2 管理者は、地方公営企業の業務に係る現金を政令で定める金融機関で当該地方公共団体の長が指定したものに預け入れて保管しなければならない。但し、管理者は、当該地方公共団体の長が定めた額を限度として現金を自ら保管することができる。

(企業出納員及び現金取扱員)

第二十八條 地方公営企業を經營する地方公共団体で、当該地方公営企業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 現金取扱員は、上司の命を受け、企業出納員は、管理者の命を受けて、企業管理規程で定めた額を限度として当該地方公営企業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

4 現金取扱員は、上司の命を受け、企業出納員は、管理者の命を受けて、企業管理規程で定めた額を限度として当該地方公営企業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

5 管理者は、その事務の一部を企業に出納員に委託することができる。
(一時借入金)
第二十九條 管理者は、予算内の支出をするため、一時の借入をすることができる。
2 前項による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができない場合には、償還することができない金額を限度として、これを借り換えることができる。
3 前項但書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。但し、借入金をもつてこれを償還するようなことをしてはならない。
(次第)
第三十条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を作成し、証書類 当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。
2 前項の規定による決算及び同項の規定によりあわせて提出すべき書類の提出を受けたときは、地方公共団体の長は、これらを監査委員の審査に付し、その意見をつけ、遅くとも当該事業年度終了後三月以内に当該事業の認定に付さなければならない。
3 第一項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書並びに損益計算書、剩余金計算書又は欠損金計算書、剩余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対

め各種公益事業は、いざれども公共の運
祉を第一義とすることはもちろんで
りますが、他面、独立採算制を建前とす
して運営されます以上、企業としての
性格を持つのでありますし、この点か
らは、民間の企業とはほんと同様、常に経
済性を發揮するように運営されなければ
ならぬのであります。

〔副議長退席、議長席席〕
かかるに從来これら企業は、外部妨
には、私企業と同様に水道条例、勧業
法、道路運送法、地方鉄道法、公益財
業令等の規制を受けながら、内部の工
は、地方公共団体自体の組織及び運営
に関するものとして、一般行政事務
とひとしく、地方自治法、地方財政
等の法規をそのまま適用されて来た
であります。企業經營の面から見た
事業の特殊性については何らの措置も
講ぜられておらず、そのため、企業
の能率的運営を促進し、その経済性を
高める上に遺憾の点が少くなかつた
であります。これらの諸点に對処する
ために、本法案が提出せられたのであ
ります。

うと同様遠隔の事例は、西正に多

目的である公共の福祉を増進するよう
に運営されるべきであると規定してい
る所以あります。

本法の適用される企業の範囲に関し
ましては、當時雇用される職員の数を対
象として、一定規模以上の大きさをも
つて水道事業、軌道事業、自動車運送
事業、地方鉄道事業、電気事業及びガ
ス事業の六種類に限定するとともに、
これ以外の企業につきましても、條例
によつて本法の一部または全部の適用
ができることとしてあるのであります。
す。

第六條において、本法の地方自治法、
地方財政法及び地方公務員法に対
する關係を規定して、本法が、地方公
營企業の經營に關して、これらの法律
の特例を定めるものであることを明ら
かにした例であります。

次に地方公營企業の經營の組織に関
する規定でありますが、地方公營企業の
業務の執行は、原則として専門的識見
を有する管理者をしてこれに当らしめ
ることとし、管理者にはその地位と責
任に応じて、就職及び在職に関して一
定の禁止事項を設けるとともに、他
方、その地位の保障をも考慮して企業
の能率的経営をはかることとしておる
のであります。管理者の専門的得る業
務は、企業職員の任免、事業計画の決
定、管理規定の制定等、相當廣汎にわ
たるものであります。企業経営の基
本計画その他重要な事項に関しては長
期の指揮監督に服することとされている
のであります。

財務に關しまして、地方公營企業の
経理は、特別会計を設けて独立採算制
をとるべきものとし、経理の方法につ
きましては、一般会計における現金主

目的である公共の福祉を増進するよう
に運営されるべきであると規定してい
るのであります。

本法の適用される企業の範囲に関し
ましては、當時雇用される職員の数を
基準として、一定規模以上の大きさをも
つて水道事業、軌道事業、自動車運送
事業、地方鉄道事業、電気事業及びガ
ス事業の六種類に限定するところ)、
これ以外の企業につきましても、条例
によつて本法の一部または全部の適用
ができることとしてあるのであります。
第六條において、本法の地方自治

主義を排して、一般企業会計同様、発生費式で記入することとし、予算についても、一般会計の様式を排除して文言形式を採用することとし、国鉄の予算と同様、いわゆる彈力性項目を挿入することとしているのであります。企業の資金管理に充てる地方債や企業の出納等についても特別な措置を講じてるのであります。

最後に地方公営企業に從事する職員の身分取扱いについてであります。企業の管理者及び職員中、管理または監督の地位にある者及び権限の事務に携わる者は原則として地方公務員法に定めるところによることとし、それ以外の一般企業職員の身分取扱いについては、この法律に特別の定めあるものと除き、別途個定を予定される地方公営企業労働関係法の定めるところによることとしてあるのであります。

なお、この法律の施行期日は、この法律公布の日から六箇月を越えない範囲内で政令で定めることとなつてゐるのであります。

以上が、本法案の内容の大要であります。

本法案は、三月二十六日、本委員会に付託となりましたので、翌二十七日岡野國務大臣から提案理由の説明を、五月十五日政府当局から逐條説明を、同二十二日には本法案と密接な関連のある地方公営企業労働関係法案についての説明をそれより聽取したのであります。同日及び六月に入りまして十日、十一日及び十四日の三日にわかつて質疑を行つたのであります。質疑の内容は会議録によつてごらんを願いたいと思います。

十四日質疑を終了いたしましたところ、自由党、改進党、日本社会党の三党が、本社会党第十三回室及び社会民主連合の五党共同提案にかかる修正案が提出され、門司委員から提案理由の説明があつたのであります。

修正案の要点は、地方公営企業の管理者の担任任務中に「その権限の範囲内において労働協約を結ぶこと」を引き加えて、企業職員が管理者と労働協約を結び得ることを明づかにした点。同様に趣旨から、企業職員については一般的の行政職員とは異なる身分取扱いを受けるものであることを明らかにするため所要の改正を加え、特に人材委員会の職階制の実施に関する助言や、職員の研修及び勤務成績の評定に関する勧告等の細則を排除するよう改正したこと、從つて公災火事補償制度を代表して立花委員から、修正案を案ともに反対の意見が述べられ、次に採決を行いましたところ、修正案案ともに修正部分を除く原案とともに多数もつて可決され、よつて本案は修正案を採決すべきものと決したのであります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林謹治君) 討論の通告があつた地方政府公営企業法案原案並びに、またの地方公営企業法案原案並びに、

正案に対して反対の意見を述べるも
あります。

現在、いわゆる労働法の改悪とい
しまして、全労働者の集中的攻撃を
ひつづき議院で審議中の労働三法の
もの一つであるところの地方公営企
業労働関係法草案は、ただいまこゝに
されておりますところの地方公営企
業法草案とはまったく密接不可分であり
して、当然、括して審議されなければ
ならない法草案であるにかかわらず、
府は故意にこれを分離して審議不可分であり
して、他的二つの法案、すなわち労働
準法、労働關係調整法の露骨なる改
め労働者及び輿論の批判の目を向け
め、地方公営企業労働関係法草案の抜
きの反労働的、帝国的性格を
蔽いたしまして、強硬に国会通過を
からんとしておるのであります。

そもそも、地方公営企業法草案によ
れば、地方公営企業はまつたく従来の
ところの反労働的、帝国的性格を
私企業と何ら異なるところがなくな
るものであります。しかも、それに
する職員、労働者のみはなお依然と
して地方公務員として取扱われ、彼ら
労働者としての行動と労働組合活動
は、公務員としてのわくによつて制
限、禁止されるというのであります
企業が財利的、私企業的経営に切り
えられるならば、それに対する労
働者に対しても、一般企業に從事する
ころの労働者同様、当然労働者に與
らるるべき権利が與えられるのが至当
切の行為を共謀し、そそのかし、本
公営企業労働関係法草案は、スト権を
定して、団体交渉権を削抜きにして、
らに業務の正常なる運営を阻害する
と思うのであります。かかるに、か
り

昭和二十七年六月十四日衆議院会議録第五十四号 議長の報

おることを禁止し、もしこれに違反したものは、労働関係法の規定する一切の救済手段を受けることができないことを規定しておるのであります。しかし裁判所に労働者が最後に提訴した場合にも、政府は行政訴訟特別法を利用いたしまして、総理大臣は職権をもつて異議申立てを行い、労働者の生きる権利、働く権利を根本的に剥奪し得るものであります。これはまったく徳川時代の切捨でござんの奴隸法案であります。それでわれわれは、かかる奴隸法案をまかぬといふ立場を通過せしめんとするところの政府の謀略的法政策議を断固糾弾せねばなりません。

そもそも地方公営企業法案の内容は、一言にして言うならば、料金で一切の公営企業の経営費をまかぬといふ点であります。このことは、明らかに次の三点を政府がわかつておるところを明瞭に示しておられます。

すなわち、ねらいの第一点は、「一般会計と企業会計とを切り離し、一般会計は公営企業の赤字等に対しては全然責任を負わない。一般会計で、必要に応じて、もっぱら軍事的支出あるいは植民地的支出に自由に使い得るようにならしむ」とすることです。このことによると、最近の地方自治体においては、生活困窮者等への扶助工作的の必要の増大並びに徴税、供出等の収支事務の強化等々の、明白に再軍備的、植民地的、事務事業が増大し、しかも地方に対する平衡交付金等の国家支出は極度に削減しているがゆえに、これらの軍事的

費用を一般会計によつてまかわねばなりませんことは明白であります。従つて、一般会計は住民のための公営企業の経費等には預わされることなく、十分軍事的に確保される必要があるのであります。この点最も端的に暴露している点は、一般会計より公営企業に採入されました場合は、この限りもどりについては何らの規定がないのであります。このことは、公営企業に赤字支出した場合、料金の引上げによつて、労働者の賃下げで穴埋めし事業に利益金の出た場合は、軍事予算であるところの一般会計に必要なだけ取上げることを意味しているのであります。されどいわざるを得ない、反労働者的な法律といわざるを得ないのであります。さらに、ねらいの第二点は、企業従事する労働者の賃金も、福利を追及いたします企業内部において、賃利払算制のわく内で決定されるということであります。一方、公務員に付する生活保障の義務を市の理事者が負ふれる。他方、賃上げ要求は、料金の引上げなしには不可能であるという仕組みにすることによつて、公営企業労働者とそれを利用いたします市民との対立を激化し、これによつて労働者の賃上げ要求を徹底的に押さえんとしている、まことに険なる対立支配の吟諺だといわざるを得ないのであります。それから、ねらいの第三点は、企業の一切の事業費を、企業収入、すなわち市として市民の料金によつてまかわねばなりませんとしている点です。

そもそも自治体の公営企業などの新施設あるいは新路線の計画等の費用はすべて一般会計より支出すべきが当然であり、市民の負担する料金等は社会的に検討して決定されるべきであつて、せいか運営費あるいは維持費等をしまかぬべきものに限らるべきであります。しかる場合、何をわざと自治体が多数の手数、あるいは多くの品目をかけて公営企業を運営する必要はないであります。従つて、料金によつて公営企業の固定敷地費、新路線等をまかなかんとすることは、自治体の經營いたしま子公営企業そのものの否定であります。しかるに、最近すでに東京都においては、都バスの新路線の新設賄源を捻出いたしましたために、あらかじめバス料金の値上げを計画しておるのであります。結果、市ヶ谷に移りまして、水道、バス等の新しい需要が増大していいる事実は見のがすことはできないのであります。

利用することができる仕組みになつてゐるのであります。かくて、住民が高い料金は、市民のために使われるではなくして、日本国民を奴隸化するアメリカ占領軍のために最も優先的につき込まれようとしておるのであります。ここに、この法案の持つ軍事植地的性格を国民党は明白に看取ることができます。

今や、地方自治体の公共事業で、市民のためにではなくて、アメリカ領軍のために經營されようとしておることは明白たといわねばなりません。アメリカ占領軍の手によつて土地や市場が奪われ、日本の青年が奪われ、士山が奪われ、今までの国民の日常生活と密接不可分でありますところのベニ水道や電気、ガスが奪われようとしておるのであります。

○議長(林誠治君) これにて討論は閉いたしました。

採決いたします。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の議君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林誠治君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り決しました。木日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会

出席政府委員
地方自治政務次官 藤野繁雄君
外務事務官(外務大臣官房審議官) 資源庁長官 山地入郎君
農業共済基金法 大藏政務次官 西村直巳君
道路交通取締法の一部を改正する法律 資源庁山長 松田道夫君
朝説を省略した報告 三宅喜二郎君
一、去る十二日次の法律の公布を差し上
し、その旨參議院に通知した。
農業共済基金法
道路交通取締法の一部を改正する法律
道路交通事業担当法
一、去る十二日本院は日本銀行行政策委員会委員に岸喜二郎君を命じることと
に同意した旨參議院に通知した。
一、去る十二日林謙長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命
することを承認した。
農林政務次官 小川原政信
通商産業省通商
機械局車両部長 吉岡千代三
一、吉田内閣總理大臣から林謙長宛、去る十一日謙長において承認した旨
橋後英及び去る十二日承認した小川
原政信を去る十二日それぞれ政府委
員に任命した旨の通知を受領した。
一、昨十三日次の法律の公布を奏上
し、その旨參議院に通知した。
海上警備隊の職員の給與等に関する
法律
一、昨十三日佐藤參議院議長から林謙
長宛、參議院は運輸審議會委員に大
村謙長及び三村令二郎君を任命す
るに付する臨時手当の支給に関する
法律
昭和二十七年度における国家公務員
に対する臨時手当の支給に関する法律
法律

出席政府委員

- 9 -

